

令和4年度女性研究者英語論文等作成支援に関する要領

I. 趣旨

女性研究者の海外派遣の研究成果のまとめや今後の海外派遣につながるよう女性研究者に対し、英語論文・本の校正・校閲等の費用の一部を助成することで、論文投稿や翻訳出版の機会拡大を図り、本学の女性研究者の研究力強化と国際的な認知度の向上につなげることを目的とする。

II. 利用対象者

原則、本学に所属する女性研究者（常勤教員（有期雇用を含む）、助手、特任研究員）を優先、かつ、科学技術育成費補助事業の一環のため、ダイバーシティ推進センターの事業に協力できる方を対象とする。

III. 支援の対象

本学において行われた研究に関する英語論文で、以下のいずれかに該当するもの：

1. 申請者自身が筆頭著者もしくは責任著者（corresponding author）である国際学術論文の校閲費。 ※原則として Impact Factor（IF）付きの学術雑誌・Journal に投稿するもの。
2. センター長が必要と認めたもの。

IV. 支援費

校正・校閲費・・・原則1人当たり1件、かつ10万円（消費税等を含む）未満

V. 助成件数

年間10件程度（先着順）

VI. 申請期間

毎年度2月末日までに納品が完了されるものまでを対象とする。また、予定していた予算を全額執行する見込みがついた時点で、受付を終了する。

VII. 申請方法

申請者は、(ア) 英語校閲支援プログラム申請書【様式1】、(イ) 校閲前の完全原稿の写し、(ウ) 見積書（発注前）、をダイバーシティ推進センター（以下、センター）に提出すること。

発注納品済みのものを申請する場合、(エ) 校閲後の完全原稿の写し、(オ) 納品書（原本）（納品確認の日付、サインを記入したもの）、(カ) 請求書（原本）、(キ) 見積書（原本）を併せて提出すること。

VIII. 選考・通知

センターにて資格審査を行い、助成の可否を決定する。審査の結果は、申請書受領後1週間以内に、申請書に記載のe-mailアドレスへ通知する。

IX. 助成決定後の流れ

1. 見積り

見積金額が10万円未満の場合：申請者は、見積書（原本）を校閲業者より取り付け、センターへ提出する（実費を助成）。

見積金額が10万円を超える場合：申請者は、本助成分（10万円）と申請者負担分（超過分）に分けた見積書を校閲業者より取り付け、本助成分の見積書（原本）のみをセンターへ

提出する。

※見積書等の会計書類の宛名は「国立大学法人長崎大学 学長」とする。また、各会計書類には論文・発表タイトルを明記するものとする。

2. 契約・発注

センターによる決定通知等の確認連絡を受けた後、申請者は、本学の会計規則等に基づき適正に契約・発注を行う。

契約・発注が完了しているものについても同様に適正に処理を行う。

※疑義が生じた場合には、契約前にセンターに確認すること。

3. 納品・精算

申請者は、適正に検収を行った後、本助成分の①請求書および②納品書の原本と、③校閲後の完全原稿（校閲部分が表示された全文）の写しをセンターに提出する。

センターは、本助成分につき、直接校閲業者への支払処理を行う。

4. 報告

申請者は、投稿後速やかに、投稿したことを示す根拠書類（投稿料の請求書や領収書、投稿に関する文書（メール可））を提出すること。

また、助成を受けた論文の研究が Accept・受賞した場合は、速やかにセンターへ報告すること（投稿・発表結果の追跡調査を実施する可能性もあり）。

X. 注意事項

1. 論文は未発表のものに限る。センターは、本プログラム遂行上入手した論文・原稿の全部あるいは一部の内容について、守秘義務を負い、厳正に管理する。
2. 校閲業者は国内に限る。
3. 精算方法は IX によるものとし、支払い手続き未処理のもので、立替払いや謝金による支払いは原則対象外とする。
4. 本助成を受けながら、結果として投稿しなかった場合、助成額の返金を求める場合がある。
5. 支援内容は、予算その他の事情により変更される可能性がある。

申請先・問い合わせ先

長崎大学ダイバーシティ推進センター

電話：095 - 819 - 2889

E-mail：omoyai_staff@ml.nagasaki-u.ac.jp